

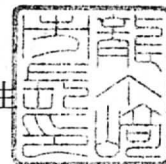


龍ヶ崎市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づき、平成27年9月28日付けで常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定請求があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成27年9月28日

龍ヶ崎市長 中山 一 生



- 1 常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求代表者の住所及び氏名

茨城県龍ヶ崎市若柴町3343番地の4  
三瓶和昭

- 2 請求の要旨

龍ヶ崎市は、3億2900万円の費用をかけ常磐線佐貫駅名を（仮称）龍ヶ崎市駅に改称する事業を計画しています。しかし、過去に何度も議論となり市民の賛否が分かれた問題にも関わらず、市民との合意形成の無いまま東日本旅客鉄道株式会社との交渉が進められています。以下の理由から、龍ヶ崎市は常磐線佐貫駅名改称事業について、市民が判断できる十分な情報を提供し、市民の意思を問うべきと考えます。

- (1) 龍ヶ崎市は現在約430億円の借金を背負っています。こうした中で、まちづくりに本当に効果があるのかどうか分からない駅名改称に3億2900万円もの税金を支出していいのでしょうか。市民が納得できる駅名改称の効果の説明がなされていません。
- (2) 3億2900万円は駅名改称のためだけに龍ヶ崎市から東日本旅客鉄道株式会社に支払われる費用です。関連費用や民間への影響はどのくらいになるのか、龍ヶ崎市では試算もしていません。総事業費がわからないまま、事業を進めるのは無責任です。
- (3) 龍ヶ崎市は事業を進めるにあたり、市民との意見交換会の開催前

に東日本旅客鉄道株式会社との覚書を交わし、市議会に改称のための予算案を提出しました。これでは意見交換会はどのような意見が出ようと反映させる気はない、単なる形式的なものにすぎないといわざるを得ません。

以上のことから、常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例の制定を求めるものです。